

令和2年4月27日

## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかる休業要請

全国の感染者数は1万3千人を超え、県内においても4月27日現在で64人まで増加しております。すでにゴールデンウィークに入り、県外から訪れる方は、昨年と比べ減ってはおりますが、早期の収束に向け、今が非常に重要な時期となっております。

4月22日に静岡県が、特措法の対象施設であるカラオケボックスやナイトクラブなどの遊興施設、パチンコ店やゲームセンターなどの遊技場等に休業要請を行いました。町はこの県の方針を受け、県の休業要請の対象外に当たる飲食店と宿泊施設に対し、町独自の休業要請を行い、休業にご協力いただいた事業者及び個人事業主の方に協力金とし、10万円をお支払いすることを決定いたしました。

休業要請期間は、4月29日（水）から5月6日（水）までとなりますが、急なお願いとなりますので、協力金の支給対象期間は、5月1日（金）から5月6日（水）とさせていただきます。

飲食店等の事業者の皆さまには、この非常事態の状況を十分にご理解いただき、休業していただくようご協力をお願い申し上げます。

また、町民の皆さまはじめ県外の皆さまには、ゴールデンウィーク中の不要不急の外出を控え、「みんなでステイホーム」としていただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

函南町長 仁科喜世志